

第22期第2回福岡県有明海区漁業調整委員会次第

1 日 時 令和3年5月12日(水) 14:00~

2 場 所 福岡県有明海水産会館
(柳川市三橋町高畑271 TEL 0944-73-6166)

3 議 題

- (1) ビゼンクラゲの採捕制限にかかる委員会指示について(協議) 資料1
- (2) 第37回日本海・九州西広域漁業調整委員会について(報告) 資料2
- (3) 第373回福岡佐賀有明海連合海区漁業調整委員会について(報告) 資料3
- (4) その他

資料 1

(22期2回有明漁調委)

(令和3年5月12日)

ビゼンクラゲの採捕制限にかかる委員会指示について（これまでの経過）

○漁業調整委員会指示とは

漁業調整委員会は、資源保護や漁業調整を図るため、必要があるときは、水産動植物の採捕に関する制限、禁止、漁業者の数の制限、漁場の使用の制限、その他必要な指示を行うことができる（漁業法第120条第1項）

○ビゼンクラゲの委員会指示が出された背景

平成26年ビゼンクラゲが大量発生したことを受け、その主漁期である夏～秋に、資源を保護し、漁場の競合を避けるために、ビゼンクラゲの採捕できない時期や、禁止区域、固定式網の漁具の規模、クラゲの大きさの等を規制し、平成27年5月に委員会指示を発動。

その後、ほぼ同じ内容で、1年毎に委員会指示を更新。

○21期26回（3月9日）漁業調整委員会での審議状況

・有明海漁連から漁業調整委員会に、クラゲの採捕期間を7月4日～10月31日とする内容で委員会指示を継続してほしいとの要望が出され、漁業調整委員会では、漁連の意向を踏まえ、変更案を検討。

・現行案：採捕禁止期間 6月1日～6月30日及び11月1日～5月30日
(採捕期間は7月1日～10月31日)



・変更案：採捕禁止期間 6月1日～7月3日及び11月1日～5月30日
(採捕期間は7月4日～10月31日)

・漁業調整委員会では、採捕禁止期間を7月3日まで延長する変更案の内容で委員会指示を出すことで承認が得られた。

・また、3月19日に開催された福岡佐賀有明海区連合漁業調整委員会でも、変更案が承認された。

・ただし、採捕期間を7月3日まで延長し規制を強化するにあたっては、クラゲはすくい網等で一般の方も採捕可能で有り、福岡県行政手続条例に基づき、広く一般から意見を公募する必要があり、この手続きの終了後に、改めて審議することとなった。

○意見公募の状況

令和3年4月6日～5月6日まで1ヶ月間、意見公募したところ、提出された意見はなかった。

(現行)

福岡県有明海区漁業調整委員会指示第108号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、福岡県有明海区におけるビゼンクラゲ漁業の調整を図るため、当該魚種の採捕について次のとおり指示する。ただし、試験研究機関が試験研究のために採捕する場合はこの限りでない。

令和2年5月26日

福岡県有明海区漁業調整委員会会長 内場 澄夫

1 指示の適用海域

福岡県有明海区海域（農林水産大臣の管轄する漁場を含む）

2 指示の内容

(1) 令和2年6月1日から令和2年6月30日まで及び令和2年11月1日から令和3年5月31日までの期間は採捕してはならない。

(2) 採捕可能な期間において次の区域で採捕してはならない。
次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次に結んだ直線によつて囲まれた区域。

(世界測地系)

ア 北緯33度05分39秒、東経130度21分46秒

イ 北緯33度05分08秒、東経130度21分41秒

ウ 北緯33度04分48秒、東経130度21分40秒

エ 北緯33度03分51秒、東経130度21分25秒

オ 北緯33度03分51秒、東経130度21分33秒

カ 北緯33度04分48秒、東経130度21分47秒

キ 北緯33度05分08秒、東経130度21分49秒

ク 北緯33度05分39秒、東経130度21分54秒

(3) 採捕可能な期間において当該魚種の採捕を目的として固定式さし網漁業を使用する場合、漁具は1隻1統とする。また、網漁具の総延長は250メートル（仕立て上り）以下、網丈は9メートル以下、網の目合は20センチメートル以上とする。なお、夜間にあっては当該漁具の両端に設置した旗に電灯その他の照明による漁具の標識を設けなければならない。

(4) 傘幅40センチメートル未満は採捕してはならない。

3 指示の有効期間

令和2年6月1日から令和3年5月31日まで

(令和3年度案)

福岡県有明海区漁業調整委員会指示第 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、福岡県有明海区におけるビゼンクラゲ漁業の調整を図るため、当該魚種の採捕について次のとおり指示する。ただし、試験研究機関が試験研究のために採捕する場合はこの限りでない。

令和3年5月 日（公報搭載日）

福岡県有明海区漁業調整委員会会長 半田 亮司

1 指示の適用海域

福岡県有明海区海域（農林水産大臣の管轄する漁場を含む）

2 指示の内容

(1) 令和3年6月1日から令和3年7月3日まで及び令和3年11月1日から令和4年5月31日までの期間は採捕してはならない。

(2) 採捕可能な期間において次の区域で採捕してはならない。

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次に結んだ直線によつて囲まれた区域。

（世界測地系）

ア 北緯33度05分39秒、東経130度21分46秒

イ 北緯33度05分08秒、東経130度21分41秒

ウ 北緯33度04分48秒、東経130度21分40秒

エ 北緯33度03分51秒、東経130度21分25秒

オ 北緯33度03分51秒、東経130度21分33秒

カ 北緯33度04分48秒、東経130度21分47秒

キ 北緯33度05分08秒、東経130度21分49秒

ク 北緯33度05分39秒、東経130度21分54秒

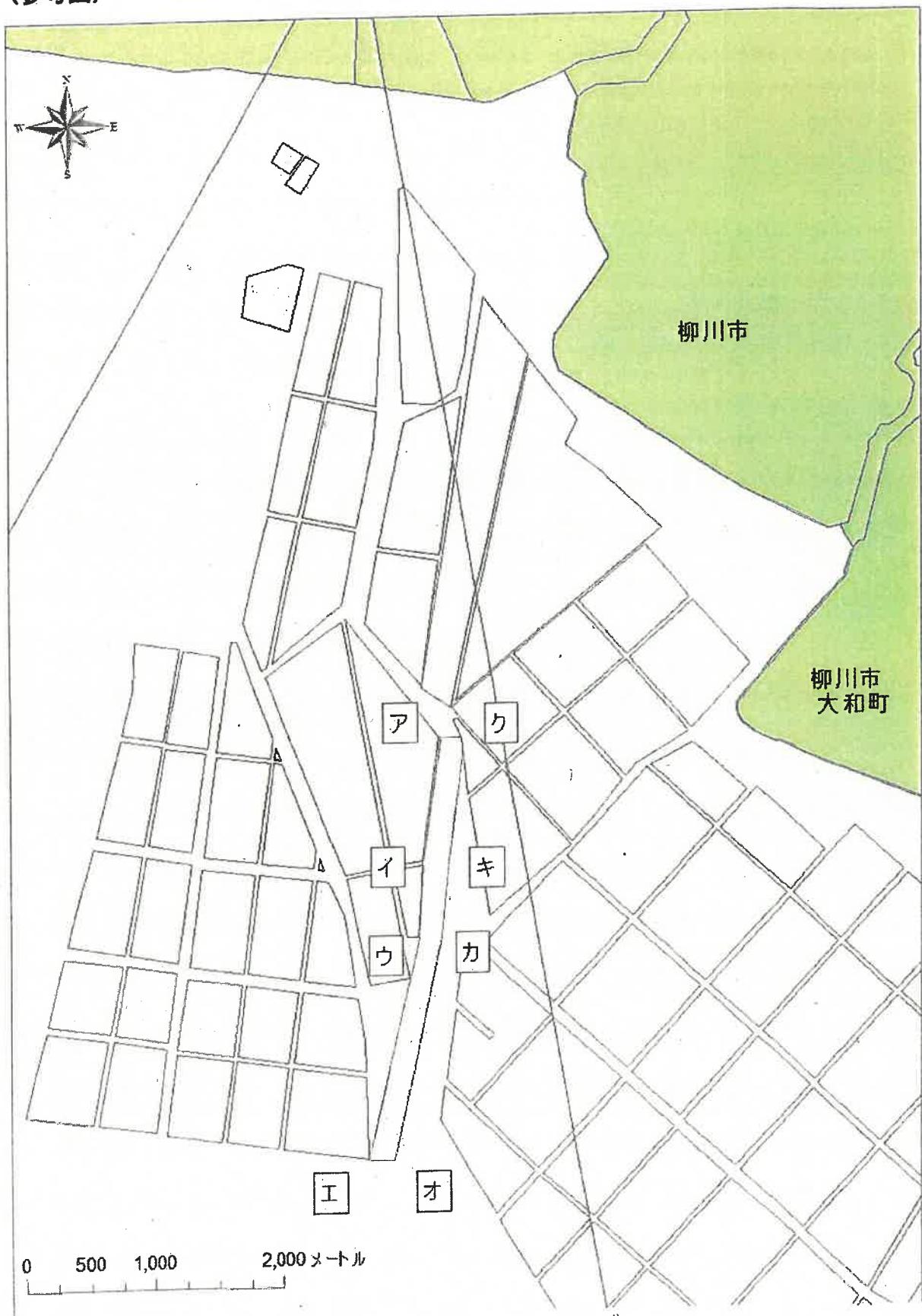
(3) 採捕可能な期間において当該魚種の採捕を目的として固定式さし網漁業を使用する場合、漁具は1隻1統とする。また、網漁具の総延長は250メートル（仕立て上り）以下、網丈は9メートル以下、網の目合は20センチメートル以上とする。なお、夜間にあっては当該漁具の両端に設置した旗に電灯その他の照明による漁具の標識を設けなければならない。

(4) 傘幅4.0センチメートル未満は採捕してはならない。

3 指示の有効期間

令和3年6月1日から令和4年5月31日まで

(参考図)



第37回 日本海・九州西広域漁業調整委員会 議事次第

日 時：令和3年3月18日（木） 14:00～
場 所：農林水産省8階 水産庁中央会議室（web開催）
（東京都千代田区霞が関1-2-1）

1 開会

2 挨拶

3 議題

- (1)九州・山口北西海域トラフグに関する委員会指示について
- (2)有明海ガザミに関する委員会指示について
- (3)太平洋クロマグロの遊漁に関する委員会指示について
- (4)その他
 - ①沿岸くろまぐろ漁業の承認の一斉更新について
 - ②新漁業法に基づく新たな資源管理について
 - ③令和3年度資源管理関係予算について
 - ④その他

4 閉会

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第六十五号（案）

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十二条第一項の規定に基づき、
有明海におけるがざみの採捕について、次のとおり指示する。

令和三年三月十八日

日本海・九州西広域漁業調整委員会 会長 田中栄次

日本海・九州西広域漁業調整委員会による有明海がざみたも網その他すくい網の
採捕禁止期間に係る委員会指示

1 指示の内容

有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律（平成十四年法律
第二百二十号）第二条第一項に規定する有明海において、令和三年六月一日から同
年六月十五日までの間は、たも網その他のすくい網によりがざみを採捕してはな
らない。

2 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までとす
る。

令和3年度以降の有明海ガザミ広域資源管理の取組について

有明海ガザミ広域資源管理方針概要新旧対照表

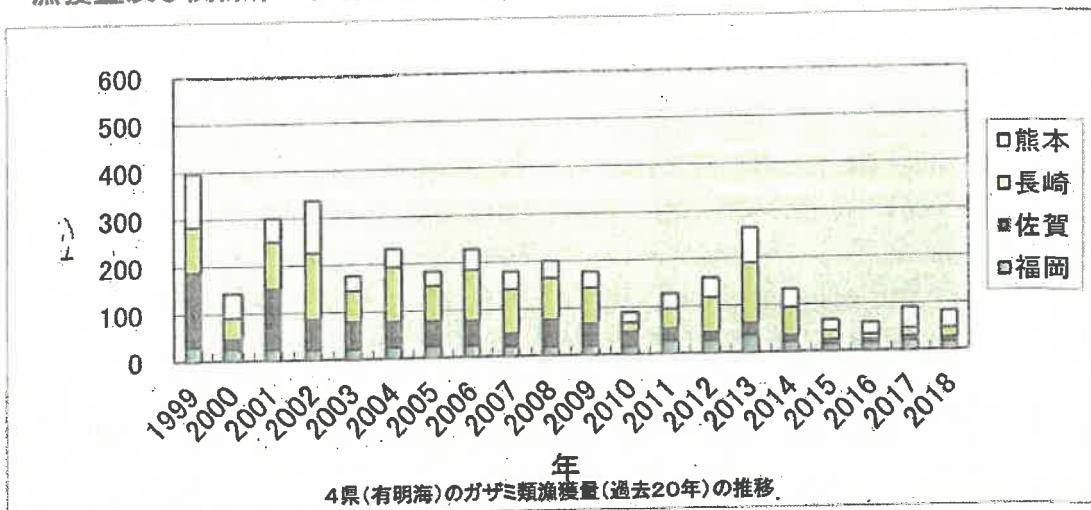
	現行	改正案															
1 対象漁業種類	刺網漁業、かご漁業、小型機船底びき網漁業、たも網その他のすくい網漁業	現行どおり															
2 対象海域	有明海	現行どおり															
3 目標	資源水準が依然として低位であることから、漁業経営への影響等を考慮しながら、抱卵ガザミ、軟甲(甲羅の軟らかい)ガザミ及び小型ガザミの保護、採捕禁止期間の設定並びに積極的な培養措置を行う事により、資源の減少に歯止めをかけ、漁獲量から見た現状の資源水準の維持・回復を図る。	現行どおり															
4 広域資源管理のために講じる措置 (1)漁獲努力量削減 ①抱卵ガザミ(黒デコ)の保護	抱卵ガザミの再放流又は一時畜養により産卵機会を確保する。	現行どおり															
②小型魚の再放流	全甲幅長12cm以下	現行どおり															
③軟甲ガザミの再放流	資源保護のみならず、漁獲物の価値向上を図るため、軟甲ガザミは再放流に努める。	現行どおり															
④ (1)採捕禁止期間の設定	抱卵ガザミ保護のため、産卵期間(6月～8月)のうち15日間は、たも網その他すくい網によるガザミ採捕を禁止する。	現行どおり															
(2)資源培養措置	より一層の資源回復を図るため、関係県による積極的な稚苗放流の実施。 関係県の連携・協力による海域レベルでの適地稚苗放流体制の構築に取り組む。	現行どおり															
(3)漁場保全	有明海は、ガザミの重要な産卵場及び育成場であることから、生育場の環境改善、さらには漁場としての生産力回復のため、海底耕うん、覆沙等による漁場環境の維持・保全に取組を行う。	現行どおり															
(4)その他	上記措置よりも厳しい基準で自主規制に取り組んでいる漁業・地区においては、引き続き資源管理の取組が後退することがないよう努め、漁業経営への影響に考慮しつつ、導入可能なものから、随時、自主的な措置として取り組んでいくこととする。																
【上記措置以外の自主的取組措置】																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>県名</th> <th>措置</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福岡県</td> <td>休漁</td> <td>6月～8月の土曜日休漁</td> </tr> <tr> <td>佐賀県</td> <td>休漁 サイズ</td> <td>土曜日休漁 全甲幅長15cm以下の再放流</td> </tr> <tr> <td>熊本県</td> <td>休漁 サイズ</td> <td>許可期間中60日以上の休漁(刺網・一部地域) 全甲幅長13cm以下の再放流(すくい網、刺し網・一部地域)</td> </tr> <tr> <td>長崎県</td> <td>休漁 サイズ</td> <td>有明海における小型機船底びき網漁業において ●5月1日から8月15日の土曜日15時から24時間と第2及び第4土曜日の翌日15時から24時間 ●11月1日から2月28日(又は29日)の土曜日15時から24時間 ※H30年4月1日からは許可の条件となる。</td> </tr> </tbody> </table>	県名	措置	取組内容	福岡県	休漁	6月～8月の土曜日休漁	佐賀県	休漁 サイズ	土曜日休漁 全甲幅長15cm以下の再放流	熊本県	休漁 サイズ	許可期間中60日以上の休漁(刺網・一部地域) 全甲幅長13cm以下の再放流(すくい網、刺し網・一部地域)	長崎県	休漁 サイズ	有明海における小型機船底びき網漁業において ●5月1日から8月15日の土曜日15時から24時間と第2及び第4土曜日の翌日15時から24時間 ●11月1日から2月28日(又は29日)の土曜日15時から24時間 ※H30年4月1日からは許可の条件となる。	
県名	措置	取組内容															
福岡県	休漁	6月～8月の土曜日休漁															
佐賀県	休漁 サイズ	土曜日休漁 全甲幅長15cm以下の再放流															
熊本県	休漁 サイズ	許可期間中60日以上の休漁(刺網・一部地域) 全甲幅長13cm以下の再放流(すくい網、刺し網・一部地域)															
長崎県	休漁 サイズ	有明海における小型機船底びき網漁業において ●5月1日から8月15日の土曜日15時から24時間と第2及び第4土曜日の翌日15時から24時間 ●11月1日から2月28日(又は29日)の土曜日15時から24時間 ※H30年4月1日からは許可の条件となる。															
5 実施期間	平成30年4月1日～平成33年3月31日	令和3年4月1日～令和8年3月31日															

有明海ガザミ広域資源管理方針の概要

(令和3年4月1日～令和8年3月31日、必要に応じて見直し)

1. 資源の現状及び広域資源管理の必要性

- 農林水産統計によるとガザミ類の漁獲量は、平成28年に過去最低の59トンを記録したが、平成30年は82トンであった。
- 漁獲量及び関係県の調査から判断して、資源水準は低位。



4県(有明海)のガザミ類漁獲量(過去20年)の推移



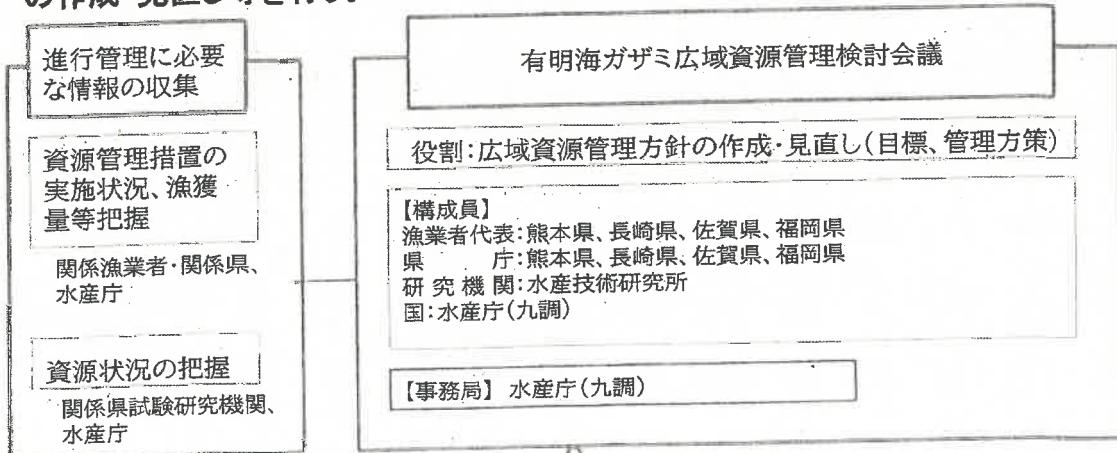
広域に分布・回遊するガザミ資源の維持回復のため複数県の関係漁業者等が連携・協力する「広域資源管理」の取組が必要

2. 資源管理方針の目標

- 漁業経営への影響等を考慮しつつ、資源の減少に歯止めをかけ、漁獲量から見た現状の資源水準の維持・回復を図る。

3. 「ガザミ広域資源管理検討会議」の設置

- 資源状況や資源管理措置の実施状況、漁獲量等の把握を行い、広域資源管理方針の作成・見直し等を行う。



4. 広域資源管理のために講じる措置

(対象漁業:刺網、かご、小型機船底びき網、たも網その他のすくい網等)

○漁獲努力量の削減措置

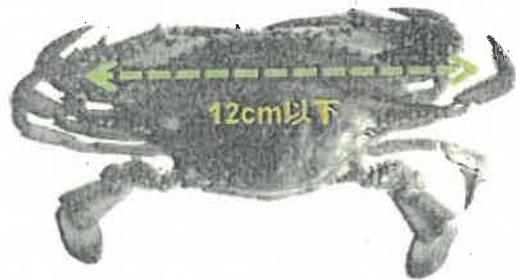
①抱卵ガザミ(黒デコ)の保護

- ・抱卵ガザミの再放流又は一時蓄養により産卵機会を確保。



②小型ガザミの再放流

- ・全甲幅長12cm以下の小型ガザミ再放流。



③軟甲ガザミの再放流

- ・資源保護のみならず、漁獲物の価値向上を図るために、軟甲ガザミは再放流に努める。

④探捕禁止期間の設定

- ・産卵期間(6月～8月)のうち15日間は、たも網その他のすくい網によるガザミ探捕を禁止。



実効性を担保

広域漁業調整委員会指示

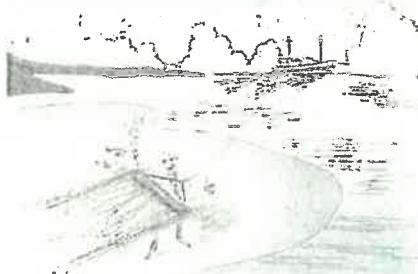
○資源の積極的培養措置

- ・健全種苗及び適地への種苗放流を実施。



○漁場環境保全措置

- ・海底耕うん、覆砂等による漁場環境の維持・保全の取組を行う。



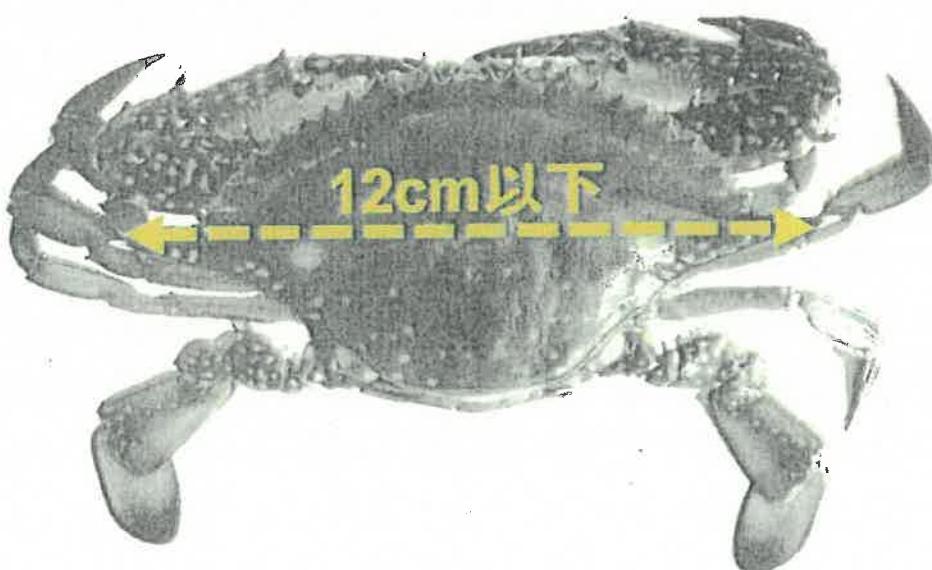
ガザミを採捕される皆様へ

ガザミの採捕禁止 (6/1~6/15)

有明海では、6月1日～6月15日の間、漁業者だけでなく一般の方もガザミをたも網その他のですくい網で採捕することは禁止されています!!

これは、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示による規制です。

※周年、全甲幅長12cm以下の小型ガザミの再放流にも取り組んでいます。



ガザミを採捕される皆様へ

ガザミ資源の保護・回復にご協力を! 有明海のガザミ資源は減少傾向

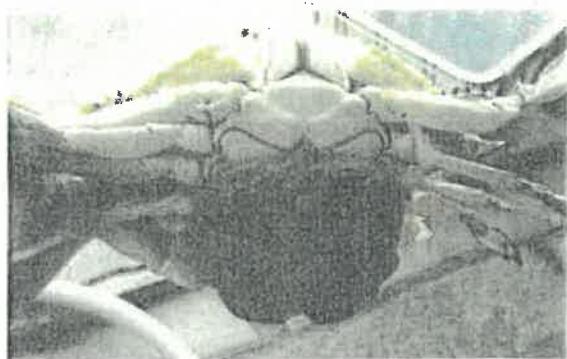
ガザミ資源回復の取組を実施中

有明海ガザミ広域資源管理方針(令和3年〇月〇〇日公表)に基づき資源回復のための取組として

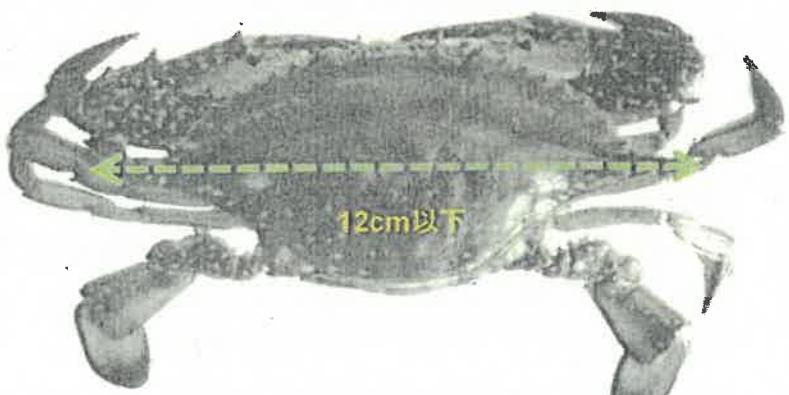
- ①抱卵ガザミ(黒デコ※)の保護(再放流・一時蓄養)
- ②小型ガザミの再放流(全甲幅長12cm以下)
- ③軟甲ガザミの再放流に努める
- ④たも網その他のすくい網による採捕禁止(6/1 ~ 6/15)*
- ⑤種苗放流

などが行われています。

* 黒デコとは、数日後にはふ化する受精卵(黒い卵)を持つ雌ガザミのこと。



抱卵ガザミ(黒デコ)の保護



小型ガザミの再放流(全甲幅長12cm以下)

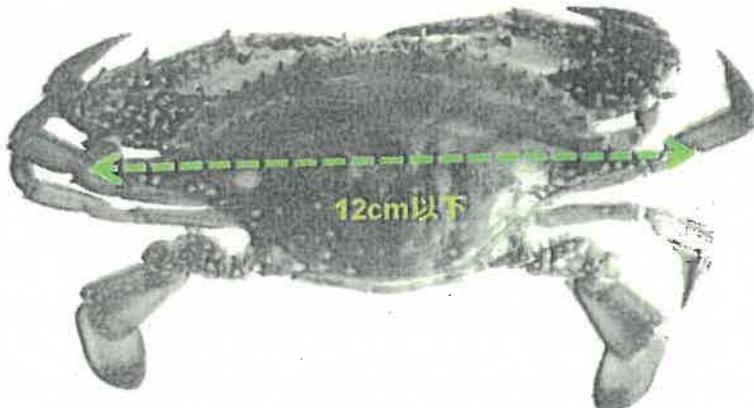
皆様のご理解、ご協力をお願いします。

ガザミ資源の保護・回復 に取り組んでいます!!

有明海では、ガザミの資源が大きく減少していることから、資源回復のために

- ①卵を持っている雌ガザミの保護
- ②小型ガザミの再放流（全甲幅長12cm以下）
- ③たも網その他のすくい網による採捕禁止（6/1～6/15）*
*漁業者だけでなく一般の方も採捕禁止
- ④軟甲ガザミの再放流に努める
- ⑤種苗放流

などに取り組んでいます。



〔卵を持っている雌ガザミは放卵するまで保護しています。〕

〔甲羅の長さが12cm以下の小型ガザミは再放流しています。〕

〔資源保護、価値向上を図るため、軟甲ガザミの再放流に努めます。〕

皆様のご理解、ご協力をお願いします。

福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県 水産庁九州漁業調整事務所

(問合せ先：TEL092-273-2004)

有明海ガザミ広域資源管理方針

令和3年3月9日

有明海ガザミ広域資源管理方針

令和3年3月9日作成

1 はじめに

有明海（注）に広域に分布回遊するガザミの資源を回復させるために、平成20年度（2008年度）から令和2年度（2020年度）の間、資源回復計画（平成20年度～平成23年度）や広域資源管理方針（平成24年度～令和2年度）に基づく取組（抱卵ガザミの保護、小型ガザミの再放流、採捕禁止期間の設定等）を関係漁業者、関係県、研究機関及び水産庁間において連携・協力して実施してきたところである。しかしながら、依然として資源状況は低位水準であり、引き続き資源管理に取り組むことが不可欠となっていることから、今回、令和3年度（2021年度）以降の有明海ガザミ広域資源管理方針を作成する。

注：『有明海』とは、「有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律」第2条で定義する海面をいう。

2 資源の現状と広域資源管理の必要性

（1）資源の特性と資源水準等の現状

① 資源の特性

ガザミは、波の穏やかな内湾の水深30mほどまでの砂泥域に生息し、夜行性で昼間は砂泥の中に潜っているが、餌をとるために夕方から朝方にかけて浮上したところを漁獲される。食性は海藻なども食べるが、肉食性が強く、小魚、ゴカイ、貝類など、いろいろな小動物を捕食する。寿命は、雄で1年半、雌で3年と推定されている。

主な産卵場所は、有明海湾央・湾口部、湾外（橘湾）であると推定され、産卵時期は5～10月（盛期は6～8月）で、年3回程度産卵するものと考えられる。産卵からふ化するまでの期間は2～3週間程度で、ふ化後はゾエア幼生期（約1mm）からメガロパ幼生期（約2～3mm）の通常2～4週間の浮遊期間を経て稚ガニ（約4～5mm）に変態する。干潟域に着底した稚ガニは5cm程度までに成長すると干潟から離れ、水深5m位に生息域が拡大する。水温の下降とともに摂餌活動を停止して深所へ移動し、越冬する。

「一番仔」と言われる春生まれのガザミは秋までには全甲幅長15cm前後の成体となり繁殖に加わるが、夏生まれの「二番仔」が成体になり繁殖に加わるのは翌年である。

② 資源水準の現状と漁獲量の推移

ガザミは、市場（漁協）を通さない自主流通があること等から、詳細な漁獲・流通実態の把握は十分ではない面があるが、有明海のガザミの漁獲量は年変動が激しいものの、農林水産統計年報によると漁獲量は、昭和50年(1975年)以降増減を繰り返しながら、昭和60年(1985年)には最高の1,781トンとなり、その後徐々に減少し、平成28年(2016年)には過去最低の59トンとなり、平成30年(2018年)には82トンとなった。

漁獲量（農林水産統計年報）及び関係県の調査から判断して、資源水準は低位であると考えられる。

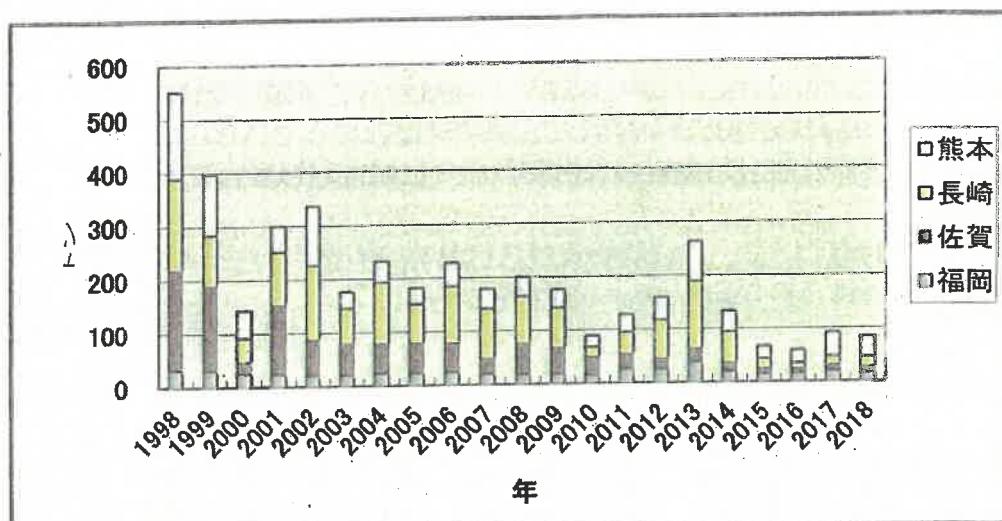


図1 4県(有明海)のガザミ類漁獲量の推移 農林水産統計年報より作成

(2) 広域資源管理の必要性

有明海に広域に分布回遊するガザミ資源は、これまで資源の維持回復を図ってきたが、依然として低位水準であると考えられるため、継続した取り組みが不可欠となっている。

そのため、令和3年度(2021年度)以降も、引き続き関係漁業者、関係県及び国が連携・協力する「広域資源管理」の取り組みが重要である。

3 資源の利用と資源管理等の現状

(1) 関係漁業等の現状

① 関係漁業の現状

有明海におけるガザミは、刺網漁業（注1）を主体に、かご漁業（注2）、小型機船底びき網漁業、たも網その他のすくい網漁業等によって漁獲されている。

表1 県別・漁業種類別隻数の推移（有明海）

県名	漁業種類	管理区分	隻数			
			2016年	2017年	2018年	2019年
福岡県	固定式さし網漁業	知事許可漁業	398	395	406	414
	かご漁業	共同漁業権漁業	13	4	4	4
佐賀県	固定式刺網漁業	知事許可漁業	708	908	930	945
	かにかご漁業	共同漁業権漁業	8	15	14	17
長崎県	かにさし網漁業	共同漁業権漁業	340	340	340	340
	かにかご漁業	共同漁業権漁業	310	310	310	310
	小型機船底びき網漁業	知事許可漁業	31	31	22	21
	たもすくい網漁業	自由漁業	69	53	56	67
熊本県	固定式刺し網漁業	知事許可漁業	107	103	102	102
	かご漁業	知事許可漁業	33	33	28	27
	たもすくい網漁業	自由漁業	不明	不明	不明	不明

各県からの報告による

注1：刺網漁業とは、表1の福岡県の固定式さし網漁業、佐賀県の固定式刺網漁業、長崎県のかにさし網漁業及び熊本県の固定式刺し網漁業の総称である。

注2：かご漁業とは、表1の福岡県及び熊本県のかご漁業並びに佐賀県及び長崎県のかにかご漁業である。

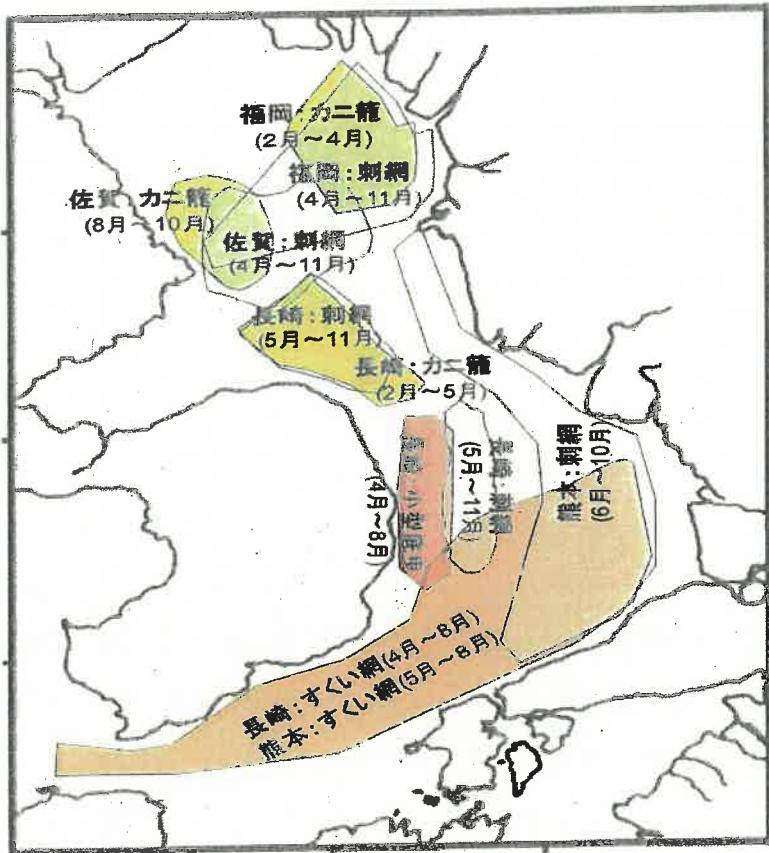


図2 漁業者聞き取りによるガザミの漁法別漁場分布図及び主漁期

② 漁業形態及び経営の現状

有明海におけるガザミを漁獲対象としている漁業は、家族経営体で営まれる刺し網漁業、かご漁業等（表1参照）であるが、そのほとんどは3～5トンの漁船に2人（夫婦が多い）が乗り込んで操業する形態の漁業である。

漁業操業の形態は、ガザミのみを漁獲する、いわゆる専業者は少なく、潜水器漁業、タコ漁業、その他の刺網、ノリ養殖等各種漁業との兼業による漁家経営が行われているが、ノリ養殖以外の漁業も水揚が不安定な状況であり、漁業経営は非常に厳しい状況にある。

③ 消費と流通の現状

漁獲されたガザミの大部分は地元の市場にすべて「活き」扱いで水揚げされ、小売店やスーパーに出荷されている。また、漁業者から直接飲食店等へ流通するものもあることが知られている。最終消費地は約7割が県内消費であり、残りの2～3割が隣接県に出回っているものと推測される。

ガザミの価格は甲羅の触診により評価・区別される個体形質によって異なっている。すなわち甲羅が硬い順に「硬(カタ)」、「寸(チヨイ)」、「ヤワ(ヤワラ)」であり、硬いものほど単価が高い。また、すべての個体形質で出荷サイズが大きいほど単価が高い傾向が見られる。販売方法では4割以上が1尾丸売りが占めており、価格は、盆と漁獲が少ない年末に高く、また、雄は夏場に高く、雌は冬場に高い。佐賀県太良町では「竹崎ガニ」、長崎県では「有明ガネ」や「たいらガネ」の名称で、ガザミのブランド化を図るとともに、直売会等のイベントにも積極的に取り組んでいる。

(2) 資源管理等の現状

① 関係漁業の主な資源管理措置

有明海のガザミを漁獲対象とした刺網漁業、かご漁業、小底漁業は知事許可漁業及び共同漁業権漁業として管理されているが、長崎県と熊本県で行われているたも網その他のすくい網による採捕はいわゆる自由漁業である。また、過去には資源回復計画に基づき抱卵ガザミの保護及び小型ガザミの再放流の取組が行われてきたが、平成23年以降は、抱卵ガザミの保護のため、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示に基づくたも網その他のすくい網によるガザミの採捕禁止措置が講じられてきている。

② 遊漁の規制

遊漁によるたも網その他のすくい網によるガザミの採捕についても、上記①の広域漁業調整委員会指示に基づく採捕禁止措置の対象となっている。

③ 資源の積極的培養措置

関係県により積極的な種苗放流が実施されている。

表2 ガザミ種苗放流実績（有明海）

単位：千尾

県名	2015	2016	2017	2018	2019
福岡県	399	1,008	632	1,242	1,425
佐賀県	981	449	806	2,177	676
長崎県	481	683	481	447	1,840
熊本県	728	799	873	1,736	1,792
合計	2,589	2,939	2,792	5,602	5,733

注：放流時期は6~9月

出典：各県からの聞き取り

④ 漁場環境の保全措置

有明海はガザミの重要な産卵場及び育成場にもなっていることから、生育場の環境改善や漁場としての生産力の回復を図るため、海底耕うん、覆砂等が実施されている。

4 広域資源管理方針の目標

資源水準が依然として低位であることから、漁業経営への影響等を考慮しながら、抱卵ガザミ、軟甲（甲羅の軟らかい）ガザミ及び小型ガザミの保護、採捕禁止期間の設定並びに積極的な培養措置を行うことにより、資源の減少に歯止めをかけ、漁獲量から見た現状の資源水準の維持・回復を図ることを目標とする。

5 広域資源管理のために講じる措置

ガザミを採捕する関係者においては、次の漁獲努力量の削減措置等を実施し、必要に応じて見直しを行うこととする。

(1) 漁獲努力量の削減措置

① 抱卵ガザミの保護

抱卵ガザミの再放流又は一時蓄養により産卵機会を確保する。

② 小型ガザミの再放流

小型ガザミの保護のため、関係する全ての漁業・地区において、全甲幅長12cm以下のガザミは直ちに再放流することとする。

③ 軟甲ガザミの再放流

資源保護のみならず、漁獲物の価値向上を図るため、軟甲ガザミは再放流に努める。

④ 採捕禁止期間の設定

抱卵ガザミ保護のため、産卵期間（6月～8月）のうち15日間は、たも網その他のすくい網によるガザミの採捕を禁止する。

(2) 資源の積極的培養措置

より一層の資源の回復を図るため、関係県による積極的な種苗放流を実施するとともに、関係県の連携・協力による海域レベルでの適地種苗放流体制の構築に取り組む。

(3) 漁場環境の保全措置

有明海はガザミの重要な産卵場及び育成場にもなっており、成育場の環境改善や漁場としての生産力の回復を図るため、海底耕うん、覆砂等による漁場環境の維持・保全の取組を行う。

(4) その他

上記措置よりも厳しい基準で自主規制に取り組んでいる漁業・地区については、引き続き資源管理の取組が後退することのないように努め、漁業経営への影響に考慮しつつ、導入可能なものから、隨時、自主的な措置として取り組んでいくこととする。

【上記措置以外の自主的取組措置】

県名	措 置	取 組 内 容
福岡県	休漁日	6月～8月の土曜日休漁
	サイズ	全甲幅長13cm以下の再放流
佐賀県	休漁日	毎週土曜日休漁
	サイズ	全甲幅長15cm以下再放流
熊本県	休漁日	許可期間中60日以上の休漁（刺し網・一部地域）
	サイズ	全甲幅長13cm以下の再放流（すくい網、刺し網・一部地域）
長崎県	休漁日	有明海における小型機船底びき網漁業において ●5月1日から8月15日の土曜日15時から24時間と第2及び第4土曜日の翌日15時から24時間 ●11月1日から2月28日（又は29日）の土曜日15時から24時間 ※H30年4月1日からは許可の条件となる。
	サイズ	全甲幅長13cm以下の再放流

6 漁獲努力量の削減措置及びその効果に関する担保措置

本方針に基づく有明海におけるガザミ採捕禁止期間の設定については、漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく日本海・九州西広域漁業調整委員会指示により、その実効性を担保することとする。

7 広域資源管理のために講じる措置に対する支援策

(1) 漁獲努力量の削減措置に関する経営安定策

広域資源管理方針の実施に伴う休漁等による漁業経営に与える影響を緩和するための支援措置として、資源管理・漁業経営安定対策制度の活用を図る。

(2) 資源の積極的培養措置に対する支援措置

国及び県は、5の(2)に掲げる措置を積極的に推進する。

(3) 漁場環境の保全に対する支援措置

国及び県は、5の(3)に掲げる措置を積極的に推進する。

8 広域資源管理の実施に伴う進行管理

(1) ガザミ広域資源管理検討会議の設置

① 本会議は、有明海に広域に分布回遊する有明海ガザミの広域資源管理を関係漁業者、関係県等が連携・協力して実施するため、関係漁協等を構成員として、資源水準、漁業経営等を踏まえた「有明海ガザミ広域資源管理方針」の検討、作成及び見直しを行うことを目的とした「有明海ガザミ広域資源管理検討会議」を設置する。

② 構成員は、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県及び関係県漁業者代表、水産研究・教育機構水産技術研究所、九州漁業調整事務所とする。

③ 事務局は、九州漁業調整事務所とする。

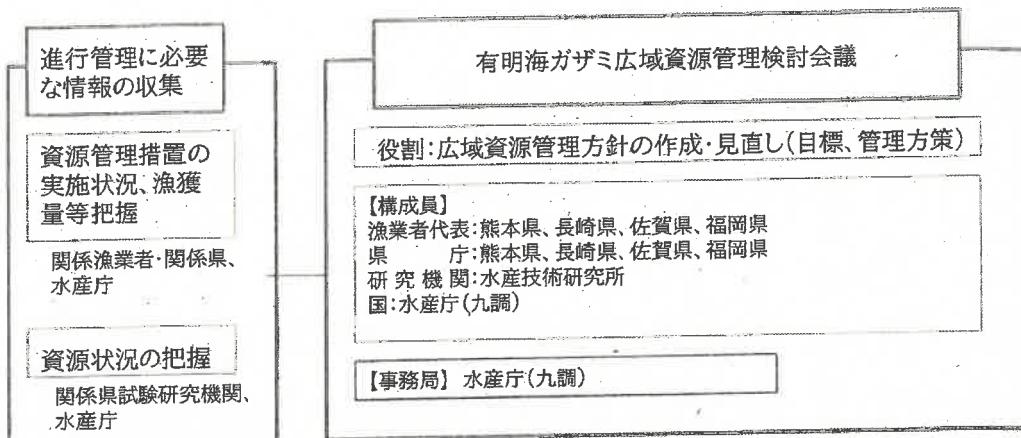
④ 構成員以外の県等の会議出席については、本会議の構成員で協議する。

(2) 進行管理に必要な情報の収集

① 関係漁業者、関係県及び水産庁は、資源管理措置の実施状況、漁獲量等の把握を行う。

② 水産庁と関係県は連携して、資源状況の把握を行う。

(3) 進行管理に関する組織体制



9 広域資源管理方針の取扱い

- (1) 有明海ガザミ広域資源管理方針は、関係県（関係漁業者）間の合意文書とし、九州漁業調整事務所長を立会人とする。また、広域資源管理方針作成・見直しについては、日本海・九州西広域漁業調整委員会へ報告する。
- (2) 有明海ガザミ広域資源管理方針の実施期間は、令和3年(2021年)4月1日から令和8年(2026年)3月31日までとし、必要に応じて、見直しを行う。
- (3) 有明海ガザミ広域資源管理方針は、関係県の資源管理方針に反映させる。

第373回福岡佐賀有明海連合海区漁業調整委員会次第

日 時：令和3年3月19日（金）14:30～
Web会議

1. 開 会

2. 会長挨拶

3. 議 題

(1) 令和3年度さし網等漁業福岡佐賀相互入漁許可方針について（協議）

(2) ビゼンクラゲの採捕制限にかかる委員会指示について（協議）

(3) 農林水産大臣管轄漁場等における福岡・佐賀両県の事業について（報告）

(4) 有明海における佐賀、福岡両県の漁業調整に関する協定書について（報告）

(5) その他

4. 閉 会

令和3年度刺網漁業等福佐相互入漁許可内容の概要

漁業種類・制限条件等		福岡県からの入漁（佐賀県知事許可）	佐賀県からの入漁（福岡県知事許可）
操業区域		佐賀県有明海（農区を除く。）	福岡県地先有明海海域（農区を除く。）
許可枠		120隻以内	120隻以内
許可の有効期間		令和3年7月1日～令和4年6月30日	令和3年7月1日～令和4年6月30日
操業旗の掲揚		操業時は佐賀県が定める標旗を掲揚しなければならない。 (白地に赤文字)	操業時は福岡県が定める標旗を掲揚しなければならない。 (青地に黒文字)
すずき 流し刺網 漁業	禁止区域	沖神瀬灯標を中心とした半径500m以内の区域及び夜灯鼻灯台から真方位45度00分、1,000mの点を中心とした半径500m以内の区域 (有共第2号及び第3号の区域内)	筑後百貫灯標から人工島初島中心を経て陸岸に至る直線以北及び三池港北防砂堤灯台から黒崎山頂を見通した直線以東の有共第1号漁業権漁場内の海域
	網の総延長	530m(仕立上り)以下	530m(仕立上り)以下
	網の目合い	一重網：11cm以上 三重網：外網30cm以上、内網11cm以上	一重網：11cm以上 三重網：外網30cm以上、内網11cm以上
	網の統数	一重網又は三重網のいずれか1統	一重網又は三重網のいずれか1統
	ポンデンに設置する旗	水面上から1m以上の高さ、西側：赤、東側、黒	水面上から1m以上の高さ、西側：赤、東側、黒
	漁具標識への記名	佐賀県漁業調整規則第55条に明記	
えび三重 流し刺網 漁業	禁止区域	有共第2号及び第3号の区域内	
	網の総延長	3.00m(仕立上り)以下	3.00m(仕立上り)以下
	網の目合い	外網18cm以下、内網3.5cm以下	外網18cm以下、内網3.5cm以下 網丈2m以下
	網の統数	2統以内 (2統を使用する場合、その漁具の総延長は300mを超えてはならない。)	2統以内
	ポンデンに設置する旗	水面上から1m以上の高さ、西側：赤、東側、黒	水面上から1m以上の高さ、西側：赤、東側、黒
	漁具標識への記名	漁業調整規則第55条に明記	
雑魚一重 流し刺網 漁業	禁止区域	有共第2号及び第3号の区域内	
	網の総延長	4.50m(仕立上り)以下	4.50m(仕立上り)以下
	網の目合い	10cm以下 網丈6m以下	10cm以下 網丈6m以下
	網の統数	1統	1統 網は一重網
	ポンデンに設置する旗	水面上から1m以上の高さ、西側：赤、東側、黒	水面上から1m以上の高さ、西側：赤、東側、黒
	漁具標識への記名	佐賀県漁業調整規則第55条に明記	
げんしき 網漁業	禁止区域	有共第2号及び第3号の区域内	
	網の総延長	4.50m(仕立上り)以下	4.50m(仕立上り)以下
	網の統数	1統	1統
	ポンデンに設置する旗		水面上から1m以上の高さ、西側：赤、東側、黒
	漁具標識への記名	佐賀県漁業調整規則第55条に明記	船舶の航行に支障を与えるような操業は禁止
	その他		
固定式 刺網漁業	禁止区域	有共第2号及び第3号の区域内（第1種区画漁業権（ノリ養殖業）漁場及び当該漁場周辺に設けられた180m及び90mの大船通し、大潮通しの区域においては、ノリ養殖業の操業期間中は、養殖施設の周囲100m以内についても操業禁止）	ノリ養殖漁業時期は、第1種区画漁業権漁場内及びその周辺に設けられた免許区域外の大潮通し、大船通し（矢部川、塩塚川等のみお筋を含む）では操業禁止
	網の総延長	4.50m(仕立上り)以下	4.50m(仕立上り)以下
	網の統数	1統	
	ポンデンに設置する旗	水面上から1m以上の高さ 上手側：赤、下手側：黒又は西側：赤、東側、黒	水面上から1m以上の高さ 上手側：赤、下手側：黒又は西側：赤、東側、黒
	漁具標識への記名	佐賀県漁業調整規則第55条に明記	
	その他		船舶の航行に支障を与えるような操業は禁止

刺し網等漁業福佐相互入漁許可船の操業旗(標旗)の概要

発行県: 佐賀県

佐賀県海域に入漁する福岡県船が掲揚

年度	3	2	元	30	29	28	27	26	25	24	23
地	白	黄	オレンジ	白	黄	オレンジ	白	黄	オレンジ	白	黄
円	白	白	白	白	白	白	白	白	白	白	白
字(佐賀)	赤	黒	黒	赤	黒	黒	赤	黒	黒	赤	黒
入	赤	黒	黒	赤	黒	黒	赤	黒	黒	赤	黒

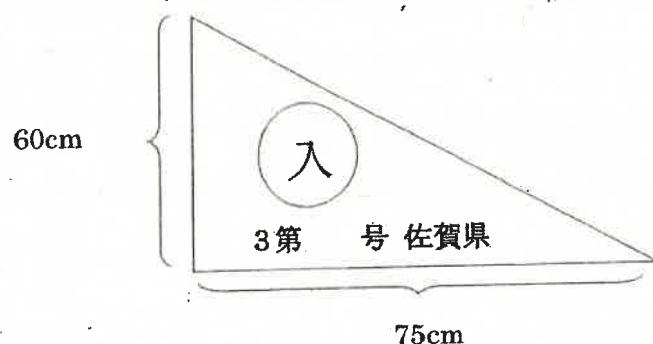
発行県: 福岡県

福岡県海域に入漁する佐賀県船が掲揚

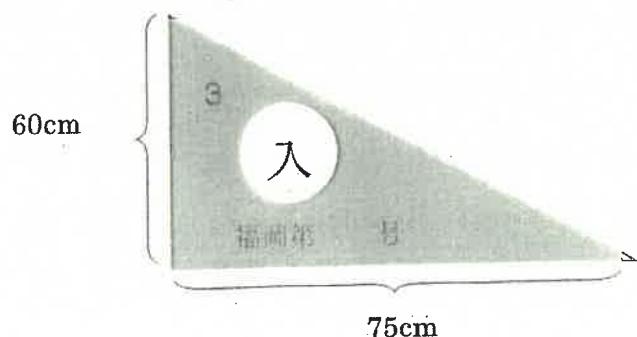
年度	3	2	元	30	29	28	27	26	25	24	23
地	青	赤	緑	青	赤	緑	青	赤	緑	青	赤
円	白	白	白	白	白	白	白	白	白	白	白
字(福岡)	黒	白	黒	黒	白	黒	黒	白	黒	黒	白
入	黒	赤	赤	黒	赤	赤	黒	赤	赤	黒	赤

○令和3年度刺し網等漁業 佐賀県入漁・福岡県入漁の標旗の色分け

佐賀県への入漁(福岡県船 福岡→佐賀)



福岡県への入漁(佐賀県船 佐賀→福岡)



覽一續一實可許漁互入賀佐岡福等業漁網刺

(福岡県から佐賀有区への入漁)

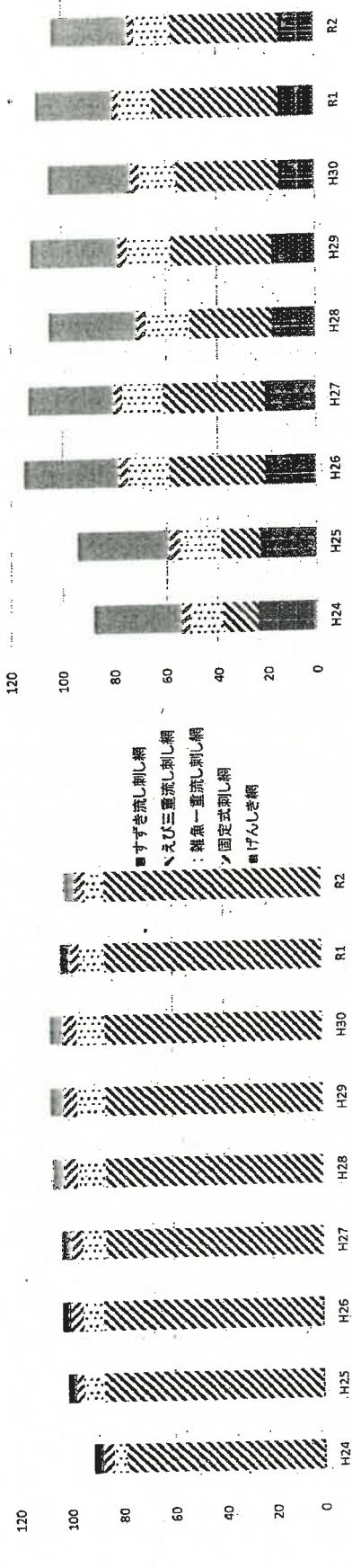
（佐賀県から攝影有区への入済）

(佐賀)から福岡市区への入漁												合計					
漁協名(支所名)	佐賀県有明海 (佐賀市)	佐賀県有明海 (大詫間)	佐賀県有明海 (南川郡)	佐賀県有明海 (佐賀町)	佐賀県有明海 (東与賀町)	佐賀県有明海 (久保田町)	佐賀県有明海 (相良町)	佐賀県有明海 (新有明)	佐賀県有明海 (佐賀町)	佐賀県有明海 (芦北)	佐賀県有明海 (佐賀町)	合	28	29	R1	R2	
年度	28/29/30 R1 R2	28/29/30 R1 R2	28/29/30 R1 R2	28/29/30 R1 R2	28/29/30 R1 R2	28/29/30 R1 R2	28/29/30 R1 R2	28/29/30 R1 R2	28/29/30 R1 R2	28/29/30 R1 R2	28/29/30 R1 R2	合計	28	29	30	30	
すずき流し刺網	6 6 5 5 5			8 8 9 9 10 15 15 13 11 10 3 3 2 2 2 2 2 2								34 34 32 30 30					
えび三重流し刺網	2 2 2 2 2				1 1 1							3 3 3 2 2 2					
鮪魚一重流し刺網	4 4 3 4 4				4 4 3 2 3 9 9 8 7 7							17 17 14 13 14					
固定式刺網	20 20/22 24/25			1 1	9 9 11 13 11							33 40 41 50 43					
げんしき網	11 11 10 10 10					6 6 5 5 5						18 18 15 15 15					
合計	43 43 42 45 46			1 1	22/22 24/24 30/30 26/23 22/14 4 4 3 3 4 4 3 3 1 1 1 3 3 7 3 7 3 1 1 1 1								105 112 105 110 104				

当該株式の有効期間は、令和2年3月31日現在で有効な許可数。ただし、令和元年度については、令和2年3月31日現在

○令和2年7月1日～令和3年6月30日 刺し網等漁業権佐賀相互入漁の許可状況について（令和3年3月9日現在）

組合名 漁業種類	福岡県→佐賀県 (R2佐賀県許可隻数)										佐賀県→福岡県 (R2福岡県許可隻数)									
	大川	大野島	上新田	川口	浜武	沖端	西開	柳川	皿垣開	大和	三里	福岡県 計	諸富町	南川副	佐賀間	久保田町	東与賀町	福富町	新有明	佐賀県 計
すずき流し刺し網			3	1								4	5		10	10	2	2	1	30
えび三重流し刺し網	1				1						2	4	2							2
雑魚一重流し刺し網	2	1	3				1				7	4		3	7					14
固定式刺し網	11	2	20	9	15	21	1	2	1	1	3	86	25		11	1	1		2	3
げんしき網											0	10			5					15
計 (120隻以内)	11	5	21	15	16	22	1	2	2	1	5	101	46	0	24	22	3	3	3	104



共通資料④¹
第373回福佐連調委
(令和3年3月19日)

協定書

平成30年6月18日

有明海における佐賀、福岡両県の漁業調整に関する協定書

佐賀県知事、佐賀県有明海区漁業調整委員会、福岡県知事及び福岡県有明海区漁業調整委員会は、水産庁九州漁業調整事務所を立会人として、漁場に生活する両県漁民が漁場の秩序を維持し、安堵して生業に励み紛議が起らぬことを祈念して、ここに有明海の一部漁場を農林水産大臣が一時管轄することを認め、「有明海における佐賀福岡両県の漁場計画樹立方針に関する覚書」の趣旨を尊重し、次の事項を承認するとともに、誠実にこれを遵守することを協定する。

(農林水産大臣の管轄する漁場の範囲及び行う事項)

第1条 農林水産大臣の管轄する漁場は、次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた海域とする。

点ア 福岡県柳川市七ツ家の南西角（有明海の福岡、佐賀両県漁場境界標石柱）と佐賀県佐賀市川副町大字大詫間字元治搦の南東角（有明海の佐賀、福岡両県漁場境界標石柱）とを結んだ直線上の中央点（筑後川川口中央）

点イ 点アと三角岳頂上を結んだ直線と、福岡、熊本両県の県境と夜灯鼻燈台を結んだ直線との交点

点ウ 点アと雲仙岳一等三角点を結んだ直線と、福岡、熊本両県の県境と夜灯鼻燈台を結んだ直線との交点

点エ 点アと雲仙岳一等三角点を結んだ直線と、竹崎島南西端と福岡、熊本両県の県境を結んだ直線との交点

点オ 点アと竹崎島東端を結んだ直線上、竹崎島東端から1,000メートル北の点

2 農林水産大臣の管轄する漁場において、農林水産大臣が自ら行う県知事の权限の範囲は、漁業の免許に関するものに限るものとする。

(連合海区漁業調整委員会の設置)

第2条 両県の有明海区漁業調整委員会は、漁業法第105条第4項の規定に基づき、福岡佐賀有明海連合海区漁業調整委員会（以下「福佐委員会」という。）を組織し、有明海における漁業調整に関する事項を処理するものとする。

なお、両委員会の構成及び運営については、同委員会事務規程で定める。

(漁業の免許の事前調整)

第3条 両県の知事は、漁場計画樹立にあたって、その決定に先立ち、福岡県地先においては、柳川市大和町地先中島川（矢部川）みおすじ以西の区域、佐賀県地先においては、佐賀市東与賀町地先あばきのたお以東の区域（以下「関係漁場」という。）の計画については、福佐委員会の意見を聞くものとする。

(共同漁業に関する事項)

第4条 農林水産大臣の管轄する漁場における共同漁業については、福岡有明海漁業協同組合連合会及び佐賀県有明海漁業協同組合の共有として免許を受け、この漁場以外の海域における共同漁業については、両県の知事が、それぞれの地先について免許するものとし、相手県の漁業協同組合に対しては、原則として平等に入漁権を設定するものとする。

なお、両県は次の各号に掲げる措置をとる。

- (1) 入漁権設定契約にあたっては、各漁業種別の実績を認めるほか、両県漁民の取り扱いの公正を期すること。
- (2) 両県に関係がある漁業の取り扱いについて差異が生じる場合は、事前に福佐委員会で協議し、その統一を図ること。

(区画漁業に関する事項)

第5条 農林水産大臣の管轄する漁場における区画漁業は、農林水産大臣の免許を受け、同漁場以外の海域における区画漁業は、両県の知事がそれぞれの地先について免許するものとする。両県は、漁場計画樹立の場合はもちろん漁業権行使の場合においても、関係漁場につき福佐委員会がその位置、区域及び行使内容を明確にする権利を有し、義務を負うことを認めるとともに、次の各号に掲げる事項を確認する。

- (1) 稚貝が多量に発生する区域は、区画漁業の漁場として計画を樹てないこと。

(2) 第3種区画漁業である貝類養殖業の漁場区域内に、たいらぎ等区画漁業の内容となっていない貝類が大発生した場合は、福佐委員会が協議のうえ、当該貝類の採取について公正な措置をとること。

(3) 農林水産大臣の管轄する漁場と知事の管轄する海域にまたがる漁場の区画漁業については、原則としてその漁場の管轄を異にする面積の大小により、その大きい面積を管轄する者の管轄に入れるものとすること。ただし、特に必要と認められる場合は、この限りでない。この場合は、福佐委員会に諮り公正な措置をとること。

(許可漁業に関する事項)

第6条 両県の知事は、許可に係る漁業の操業区域が農林水産大臣の管轄する漁場を含む場合には、許可に際し、福佐委員会の意見を聴き、相手県の知事と協議し、その同意を得たうえで許可するものとする。

2 両県の知事は、農林水産大臣の管轄する漁場以外の海域における両県の許可漁業については、従来の実績を認め、両県漁民の取り扱いの公正を期すとともに、必要のある場合は、あらかじめ、福佐委員会の意見を聴いて、統数その他の制限事項を定めるものとする。

3 両県は、本条の実施を円滑にするため、常に緊密な連絡協調を保ち、特に農林水産大臣の管轄する漁場における漁業に関し、両県の取り扱いが異なるものについてはなるべく早い時期に両県において協議し、同一の取り扱いができるよう努力する。

(その他の事項)

第7条 農林水産大臣の管轄する漁場における漁業については、両県とともに漁業資源の愛護と漁業秩序の確保に努める義務を負うことを認め、問題が起きた場合は、福佐委員会で協議のうえ、適正な措置をとる。

(有効期間)

第8条 本協定の有効期間は、平成30年9月1日から5か年とする。

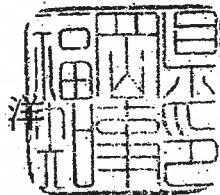
以上のとおり各項目について双方の意見の一致をみたが、両県は本協定があくまで臨時の措置であることを認め、不斷に有明海沿岸漁業の自然的条件及び社会

的經濟的条件の考究に努めて、速やかに最終的妥協点に到達するよう努力することを誓約し、本書5通を作成のうえ、両県、両県有明海区漁業調整委員会及び水産庁は各1通をそれぞれ保有するものとする。

平成30年6月18日

福岡 県 知 事

小川



福岡県有明海区漁業調整委員会会長

内場 澄夫



佐賀 県 知 事

山口 祥義



佐賀県有明海区漁業調整委員会会長

徳永 重明



(立会人)

水産庁九州漁業調整事務所長

佐々木



漁業法改正に伴う有明海における佐賀、福岡両県の
漁業調整に関する協定書の取扱について

協定書第2条の「漁業法第105条第4項」は、次回の協定更新（令和5年8月31日）までは「漁業法第147条第4項」に読み替えることとする。

※漁業法第147条第4項

海区漁業調整委員会は、必要があると認めるときは、特定の目的のために、他の海区漁業調整委員会と協議して、その区域と当該他海区漁業調整委員会の区域とを合した海区に連合海区漁業調整委員会を置くことができる。

令和3年度水産関係職員配置

令和3年度配置(4月1日～)

役職名	氏名
農林水産部長	重吉 俊二郎
農林水産部次長	田中 領
農林水産部次長	石松 健一
農林水産部水産局長	太刀山 透

令和2年度配置(4月1日～)

役職名	氏名
農林水産部長	鐘江 義広
農林水産部次長	馬場 淳
農林水産部次長	重吉 俊二郎
農林水産部水産局長	石田 祐幸

漁業管理課

課長	中原 亨
副課長	鈴田 博之
課長技術補佐	秋本 恒基
水産総務係長	森 康代
漁協指導係長	黒岩 浩子
漁場環境係長	尾田 成幸
漁業調整係長	上田 拓

漁業管理課

課長	中原 亨
副課長	鈴田 博之
課長技術補佐	秋元 聰
水産総務係長	森 康代
漁協指導係長	黒岩 浩子
漁場環境係長	尾田 成幸
漁業調整係長	秋本 恒基

水産振興課

課長	上妻 智行
参事	吉田 昌浩
課長補佐	林 幹雄
課長技術補佐	吉岡 武志
専門技術指導員	篠原 直哉
施設管理係長	林 幹雄
漁船漁業係長	佐藤 利幸
養殖内水面係長	片山 幸恵
漁場整備係長	杉野 浩二郎
漁港整備係長	中山 隆

水産振興課

課長	濱田 弘之
参事	堀 正和
課長補佐	林 幹雄
課長技術補佐	深川 敦平
専門技術指導員	江藤 拓也
施設管理係長	林 幹雄
漁船漁業係長	佐藤 利幸
養殖内水面係長	中川 浩一
漁場整備係長	的場 達人
漁港整備係長	三浦 誠司

漁業調整係員

主担当海区	氏名
筑前・豊前・有明海区	有吉 裕子
豊前海区	野副 混
筑前・有明海区	渕上 哲
有明・筑前海区	福澤 泉

漁業調整係員

主担当海区	氏名
筑前・豊前・有明海区	有吉 裕子
豊前海区	池内 仁
筑前・有明海区	渕上 哲
有明・筑前海区	山本 悠史

水産海洋技術センター

役職名	氏名
センター長	濱田 弘之
副所長	深川 敦平
有明海研究所長	林 宗徳
豊前海研究所長	中川 清
内水面研究所長	福永 剛

水産海洋技術センター

役職名	氏名
センター長	太刀山 透
副所長	筑紫 康博
有明海研究所長	岩渕 光伸
豊前海研究所長	上妻 智行
内水面研究所長	福永 剛

漁業調整委員会事務局

職名	氏名
事務局長	秋元 聰
事務主査	山田 菜美子
技術主査	吉田 幹英

漁業調整委員会事務局

職名	氏名
事務局長	林 宗徳
事務主査	大賀 直子
技術主査	吉田 幹英